

福祉生活病院常任委員会資料

(平成23年9月16日)

〔件 名〕

- 1 第4回北東アジア地方政府環境保護機関実務者協議会の結果について
(環境立県推進課) ··· 1
- 2 第1回とっとり環境イニシアティブ推進プロジェクトチーム全体会議の概要について
(環境立県推進課) ··· 2
- 3 (財) 鳥取県環境管理事業センターにおける産業廃棄物最終処分場設置に向けた検討状況について
(循環型社会推進課) ··· 4
- 4 第7次鳥取県廃棄物処理計画の策定について
(循環型社会推進課) ··· 6
- 5 ツキノワグマ保護管理計画の見直しについて
(公園自然課) ··· 12
- 6 「第30回全国都市緑化とつりフェア基本計画」の策定について
(公園自然課) ··· 14

生 活 環 境 部

第4回北東アジア地方政府環境保護機関実務者協議会の結果について

平成23年9月16日
環境立県推進課

「第16回北東アジア地域国際交流・協力地方政府サミット」の関連事業として、9月5日に吉林省で「第4回北東アジア地方政府環境保護機関実務者協議会」が開催されました。なお、次回地方政府サミットは鳥取県で開催されます。

1 日程

日時：9月5日（月）14時～17時（現地時間）
場所：中国吉林省長春市

2 参加者

参加地域（国）	役職	氏名
鳥取県（日本）	生活環境部次長	三木文貴
吉林省（中国）	環境保護庁長	王國才（ワン・グオツァイ）
江原道（韓国）	環境政策課長	ムン・ナムス
中央県（モンゴル）	自然環境観光局長	ツェレンダワー・ダシデンベレル

ほか 随行職員など

3 結果の概要

（1）情報交換議題について

今回の主テーマである「水質汚濁問題」と「水系生態系環境の保全」について、下表のとおり各地域の取組状況と課題について共通認識を図った。また、関連する産業・観光・廃棄物・リサイクル等の幅広い分野にわたる情報提供があった。

各地域の環境状況は異なるものの、問題解決に向けて可能なことから連携して取り組んでいく方向性を確認した。

参加地域	情報交換の主な内容
鳥取県	国内・県内の環境基準達成状況や法令に基づく規制や施策の概要 県内湖沼の課題と水草刈取りや浅場造成等の最近の取組みの紹介 〔鳥取県は、これまでの経験に基づく水環境保全のための技術的な支援等について積極的に協力したい旨を発言〕
吉林省	省内を流れる「松花江」の汚濁状況と生態系回復に向けた施策（条例制定、地方農村環境整備、水源保護区設定、水生植物による浄化等）の概要
江原道	生態景観保全地域の指定や自然生態優秀タウンの指定管理 生態河川復元事業や面源負荷低減対策としての沈澱池設置等の概要
中央県	環境・文化・農業を活用した観光産業や鉱物資源採掘状況の概要

（2）次回協議会の議題等について

各地域との協議の結果、以下の事項について、協議・情報交換することとなった。

○砂漠化防止と黄砂問題に関すること

中國内陸部やモンゴルの砂漠地帯を発生源とする黄砂問題について、今後一層の影響が懸念されているため。

○生物多様性の保全に関すること

希少野生動植物の保護等生物多様性の保全について、各地域が注目しているため。

○エネルギーに関すること

経済発展や地球温暖化防止に向けて、重要な課題であるため。

第1回とっとり環境イニシアティブ推進プロジェクトチーム全体会議の概要について

平成23年9月16日
環境立県推進課

NPOや地域、企業と連携して全国をリードする環境実践「とっとり環境イニシアティブ」を進め
るため、第1回全体会議を開催し、3つの重点施策「エネルギー・シフト」「省エネ実践」「リサイクル推進」について意見交換を行いました。

1 第1回全体会議

(1) 日 時： 平成23年8月31日（水）10時～11時30分

(2) 参加者： 28団体の代表者等

分 野	参加団体
商工関係団体	商工会議所連合会、商工会連合会、中小企業団体中央会
エネルギー供給事業者	中国電力、鳥取ガス、山陰酸素工業
関係団体	農業協同組合中央会、森林組合連合会、漁業協同組合、産業廃棄物協会、とっとり環境ネットワーク、地球温暖化防止活動推進センター
金融機関	山陰合同銀行、鳥取銀行
交通機関	西日本旅客鉄道、バス協会
県民・消費者代表	連合婦人会、生活協同組合連合会
学術機関	鳥取大学、鳥取環境大学、米子工業高等専門学校、産業振興機構、鳥取県産業技術センター
行政機関	中国経済産業局、中国四国地方環境事務所、市長会、町村会、県

(3) 主な意見：

事務局試算の目標値（たたき台）をもとに意見交換を行ったところ、主な意見は以下のとおり。

① エネルギーシフト

再生可能エネルギー自給率目標値

現状24.6%、H26年度28.8%、H32年度36.0%

- ・エネルギーのベストミックスが重要。
- ・自然エネルギーだけではなく、天然ガスや燃料電池も検討をしてはどうか。
- ・CO₂削減と技術開発の2つの目的がある。もっと大きな目標値とすべき。
- ・市民ファンデ設置の検討をしてはどうか。

② 省エネ実践

CO₂排出量削減率目標値 * H22年度対比で経済成長等を加味

H26年度△7.0%、H32年度△17.0%

- ・CO₂の見える化が大切。
- ・「エコはかっこいい」「エコはスマート」という意識シフトが必要。
- ・農業生産現場での省エネ化を検討してはどうか。

③ リサイクル推進

一般廃棄物リサイクル率目標値

現状23.3%、H26年度30.0%

産業廃棄物リサイクル率目標値

現状75.5%、H26年度76.0%

- ・リサイクル製品の利用拡大が重要。
- ・一般廃棄物については生ゴミの堆肥化をどうやって進めるかが重要。

2 今後の予定

- (1) 3つの重点施策について、各ワーキンググループで検討（9月上旬～検討開始）
- (2) とつとり環境イニシアティブプランを策定
 - ・概要版：平成23年12月（予定）
 - ・完成版：平成24年 3月（予定）

3 その他

エネルギーシフト推進の一環として、県に県内のメガソーラー候補地に関する窓口を設置し、事業者からの問い合わせに対応することとしました。

- (1) 窓口開設日： 平成23年9月1日
- (2) 設置場所： 生活環境部環境立県推進課内
電話（0857）26-7879

(3) 候補地概要：

- ① 市町村数： 8市町
- ② 箇所数： 15箇所
- ③ 面積： 32.4ha
- ④ メガソーラー導入可能容量： 最大で約20MW（32.4haの場合）

* 20MWは一般家庭5,500世帯に電力供給可能な規模

* 候補地一覧表は、とりネットホームページで公表しています。

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=172719>

(財)鳥取県環境管理事業センターにおける産業廃棄物最終処分場設置に向けた検討状況について

平成23年9月16日
循環型社会推進課

平成23年7月に(財)鳥取県環境管理事業センター(以下「センター」という)は、産業廃棄物最終処分場の建設について、環境プラント工業㈱(以下「環境プラント」という)と事業提携する方式に加えて、センターが事業主体となった方式(以下「センター主体」という)についても検討することを公表したところです。

その後、センターは、センター主体に係る判断材料とするため、施設整備内容、概算事業費等について、専門コンサルに調査・検討を委託していましたが、この度、センターからセンターの各理事に対し、コンサルの調査・検討結果の報告がありましたのでその概要を報告します。

記

1 センター主体方式の検討に係る調査検討結果

- (1) 委託先 株式会社エイト日本技術開発
- (2) 委託期間 平成23年7月15日～8月25日
- (3) 委託内容 クローズド型産業廃棄物最終処分場に係る調査検討
- (4) 委託経費 1,155千円
- (5) 調査検討結果の概要

ア 検討した施設の概要

- ①規模
埋立廃棄物量 約16万m³ (約18万トン)

②事業期間

- 埋立期間 17年間
- 維持管理期間 15年間

③施設の形式

クローズド型最終処分場(埋立地を屋根(覆蓋施設)で覆った処分場)

[主要設備の概要]

- ・覆蓋施設(埋立地を覆う屋根)
- ・浸出水処理施設:逆浸透膜方式を中心とした施設
- ・遮水工:二重遮水シートの間にベントナイトを挟み込んだ3層構造等

イ 概算事業費

区分	今回報告結果
概算事業費	約73億円
うち建設費	約47億円
うち維持管理費	約26億円

※消費税除く

2 今後の予定等

- (1) センターは、今回の調査結果をもとに、実施ベースを想定した事業費等の精査や県内の産業廃棄物の搬入量の見込み等を調査・分析し、収支計画の検討を行う予定です。
- (2) 一方、環境プラントも、自らを建設・運営主体とした事業計画案の再検討を行なっているところです。
- (3) 今後、上記センター主体案と環境プラントから提出される事業提携案を比較検討した上で、環境プラント及び地元と調整を図り、産業廃棄物最終処分場の整備方針案を取りまとめる予定です。

<参考>

1 管理型産業廃棄物最終処分場の設置状況

現在、管理型産業廃棄物最終処分場が整備されていないのは、全国で鳥取県を含め5県のみ。但し、鳥取県と長崎県以外は公共関与処分場を建設中（又は手続き実施中）。

県名	状況
高知県	公共関与最終処分場を建設中（平成23年10月供用開始予定）
鹿児島県	公共関与最終処分場を建設中（平成25年供用開始予定）
栃木県	公共関与型最終処分場について現在検討中（現在用地買収中）

2 排出事業者等意向調査結果（平成22年6月）

（1）調査内容

県内の中間処理業者及び多量排出事業者を対象に、産業廃棄物最終処分場の整備に関して意向調査を実施。（回答：103社）

（2）結果概要

- ア 最終処分の将来の見通し：困るようになる・・・80%、困らない・・・20%
- イ 県内最終処分場の必要性：必要・・・91%、必要ない・・・9%

3 県内企業等からの要望

鳥取県サポーターズ企業交流会（平成21年1月）、鳥取県雇用創造1万人推進会議（平成23年8月）で「産業廃棄物最終処分場の早期設置」、「県内に産業廃棄物処理施設が無く、高コストとなる県外処理が悩み」との要望があった。

4 他県の産業廃棄物最終処分場事業費事例

区分	鳥取県	鹿児島県	高知県	山梨県	佐賀県	島根県
処分場形式	クローズド型	クローズド型	クローズド型	オープン型	オープン型	オープン型
埋立開始	計画中	H25年～	H23年～	H21年～	H20年～	H14年～
規模 埋立容量	約16万m ³	約84万m ³	約12万m ³	約28万m ³	約41万m ³	約80万m ³
概算事業費	約73億円	約136億円	約70億円	約77億円	非公表	非公表
うち建設費	約47億円	約77億円	約44億円	約31億円	約47億円	約72億円*
うち維持管理費	約26億円	約59億円	約26億円	約46億円	非公表	非公表

* 島根県の建設費は第1期処分場(約61億円)と第2期処分場(約11億円)の合計額で計上している。

5 関係自治会からの意見・要望等（平成20年2月～23年8月）

（1）施設・設備に関する事項

- ・廃棄物の流出対策
- ・地下水汚染対策
- ・遮水シートの破損対策 等

（2）事業主体・体制に関する事項

- ・民間企業の運営に対する不安
- ・センター主体については改めて説明が必要（環境プラントだから信用している）等

第7次鳥取県廃棄物処理計画の策定について

平成23年9月16日
循環型社会推進課

第7次鳥取県廃棄物処理計画の策定については、7月21日に素案を公表しパブリックコメントを踏まえて一部修正を行うなど作業を進めてまいりましたが、この度、9月5日に開催された鳥取県環境審議会において審議され、原案のとおりとすることが適当であるとの答申を得ましたので報告します。

今後、所定の手続きを経て、第7次鳥取県廃棄物処理計画として正式に公表する予定です。

1 第7次鳥取県廃棄物処理計画（答申）の概要

（1）計画の目的等

- 目的：廃棄物処理法に基づき、環境への負荷をできる限り低減する循環型社会の構築に向け、今後の本県における廃棄物処理等に関する基本的な事項について定める。
- 計画期間：平成23年度から平成26年度まで（4か年）

（2）計画の目標値

区分	一般廃棄物		産業廃棄物	
	排出量	リサイクル率	排出量	リサイクル率
H26（目標） [国目標]	880g／人・日	30% [25%(H27)]	576千トン	76% [53%(H27)]
H21（実績） [全国平均]	913g／人・日	23.3% [20.5%(H21)]	576千トン	75.5% [52%(H19)]

（3）目標達成のための施策の方向

県民、NPO法人、事業者、行政が主体的に取り組み、お互いに連携・協働して全国をリードする環境実践「とつとり環境イニシアティブ」を進めるとともに、自然共生社会や低炭素社会に向けた取組とも連携しながら、「リサイクルフロンティアとつとり」の創造に向けた次の四つの柱を基本とした取組を行う。

4R社会の実現	廃棄物のリフューズ（断る）・リデュース（減量）に努めるとともに、廃棄物とされたものはリユース（再使用）・リサイクル（再生利用）を通じて資源としてできる限り利用するシステム構築と実践者の拡大を図り、4つのRが定着した循環型社会の形成を目指します。
リサイクル産業の振興	リサイクル技術の開発や事業化、リサイクル施設の整備に対する支援を行うとともに、本県のリサイクル産業の強み等を踏まえた方策を構築し、リサイクル産業の振興を図ります。
低炭素社会との調和	地球温暖化対策が喫緊の課題となっており、廃棄物をエネルギーとして活用するなど、「循環型社会」と「低炭素社会」との調和を目指します。
廃棄物の適正処理体制の確立	環境への負荷が低減される処理体制の整備と適正処理の推進が必要であることから、優良処理業者の育成や監視指導の徹底、周辺環境に配慮した適正な処理施設の確保に努めます。

※なお、主な施策については別添「鳥取県廃棄物処理計画（答申）概要版」のとおりです。

2 パブリックコメントの実施結果

(1) 募集期間 平成23年7月21日(木)から8月17日(水)まで

(2) 意見件数 46件(20名)

- 反映する意見 17件
- 事業を実施する中で検討する意見 2件
- 対応が困難な意見 2件
- 盛り込み済の意見 11件
- その他の意見(文言修正等) 14件

(3) 主な意見と対応方針

ア 反映した意見(主な意見)

意見の概要	対応方針
4Rについて言葉の訳語を再検討されたい。 ①リファーズ⇒断るとしてはどうか。 ②リサイクル⇒再資源化、または再生利用に統一すべき。	4Rの訳語について、「リファーズ」は「断る」とし、「リサイクル」については、計画案の中で訳語が入り混じっていたので、「再生利用」に統一する。
資源小国日本であり、循環型の社会形成が急がれている。特にレアメタルの回収等には力を入れるべき。	原案において、小型家電に含まれるレアメタル等について、事業者への支援や、公設試験研究機関において抽出技術について研究中であることを記載しているが、提案を踏まえて、市町村等と小型家電の回収システム構築の検討を行なう旨を追記する。
ニカド電池やリチウム電池等の電池類も県庁にリサイクル箱を置く。	住民がいつでも資源を持ち込むことができる古紙や小型二次電池等の回収ステーション(回収箱)の設置を促進することについて追記する。
ペットボトル、アルミ缶、透明なビニール袋、発泡スチロール、ビン等を一定の単価で買い取る。その費用は製品に予め上乗せするなどして、市民がヤル気に成る策が必要。	県民との協働のもと、ご指摘のような経済的インセンティブを活用した仕組みづくりの拡大を図ることも重要であると考えており計画に盛り込む。なお、具体的な施策については、事業を実施していく中で検討していく。

イ 事業を実施する中で検討する意見

意見の概要	対応方針
プラウン管は鉛ガラスともなり、放射能を防ぐ有望な材料にもなる。東北の膨大ながれき処理ともなり、プラウン管の有効活用で利益効果もあるため、不法投棄を防ぐ効果もある。	プラウン管ガラスを放射性廃棄物対策に活用することについては、独立行政法人物質・材料研究機構が研究されており、その動向を見守りたい。

ウ 対応が困難な意見

意見の概要	対応方針
「廃棄物処理の影響は住民が平等に負担するように地域持ち回りで建設を行う。但し、地域住民全員が誘致を賛成する場合は別とする。」という、廃棄物処理施設の建設位置を決める事項を処理計画の中に入れるべき。	市町村の処理施設の整備については、市町村がごみの減量化・リサイクルを推進する中で、地域の実情などに応じて決定していくことが基本と考えており、建設位置を決める事項を計画に盛り込むことは困難である。

鳥取県廃棄物処理計画（答申）概要版

1 計画策定の趣旨等

- この計画は、廃棄物処理法に基づき、本県の資源循環や廃棄物の処理の現状と課題を踏まえ環境への負荷をできる限り低減する循環型社会の構築に向け、今後の本県における廃棄物処理等に関する基本的な事項について定めるものです。
- 対象とする廃棄物は、廃棄物処理法に定める「一般廃棄物」及び「産業廃棄物」です。
- 計画期間は「平成23年度から平成26年度」の4ヶ年とします。

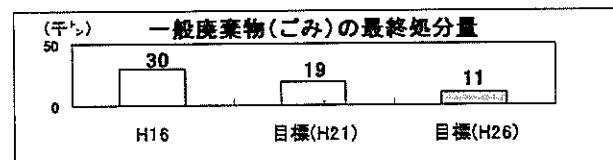
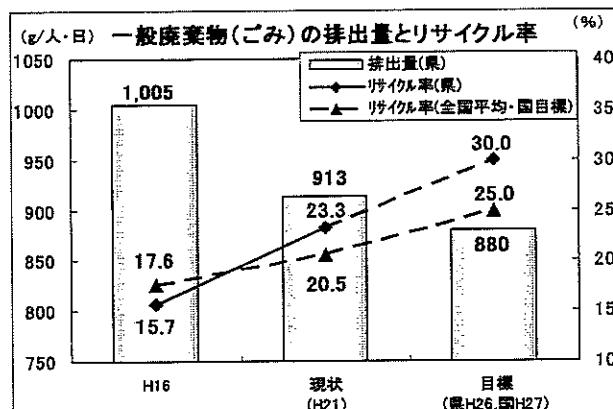
2 廃棄物の現状と将来目標

(1) 一般廃棄物（ごみ）

市町村のごみ袋の有料化や生ごみの資源化の取組等により、排出量は着実に減少し、リサイクル率は順調に向上してきました。

今後は、産学官が連携して廃棄物の特性に応じた効率的なごみ減量リサイクルシステムの構築を推進するとともに、関係団体等と連携して各家庭における生ごみや紙ごみの資源化、水切りの徹底など実践活動の普及を図っていきます。

これらの取組により、1人1日当たりの排出量を毎年約10g削減するとともに、リサイクル率を平成26年度には全国トップレベルの30%を目指し、最終処分量の削減を図ります。

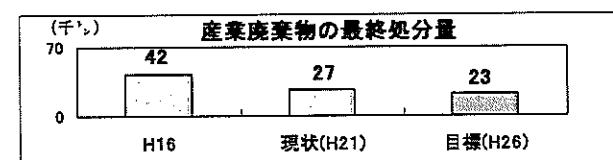
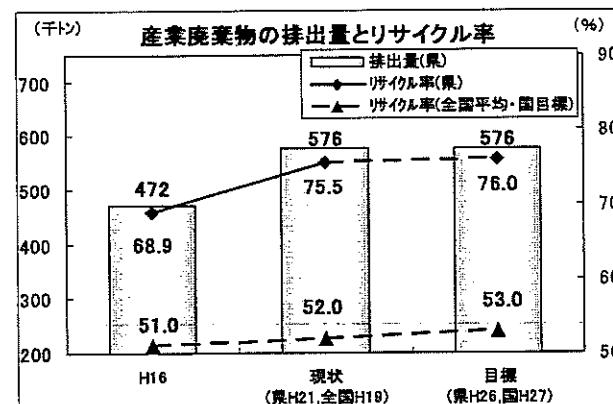


(2) 産業廃棄物（農業を除く）

平成21年度の排出量は、民間の建設工事の増加等により増加しましたが、リサイクル率は廃プラスチック類の燃料化が進んだこと等により順調に向上してきました。

今後は、多量排出事業者等に対してきめ細かな排出抑制の指導を徹底するとともに、リサイクル新技術・製品開発への支援等を通じてリサイクル産業の振興を図ります。

これらの取組により、今後、増加が予想される排出量を現状レベルに抑制するとともに、リサイクル率を向上させることにより最終処分量の削減を図ります。



3 目標達成のための施策の方向と主な施策

県民、NPO法人、事業者、行政が主体的に取り組み、お互いに連携・協働して全国をリードする環境実践「とっとり環境イニシアティブ」を進めるとともに、自然共生社会や低炭素社会に向けた取組とも連携しながら、「リサイクルフロンティアとっとり」の創造に向けた次の四つの柱を基本とした取組を行っていきます。

(1) 4R社会の実現

大量生産、大量消費、大量廃棄型の従来の社会のあり方やライフスタイルを見直し、廃棄物のリフューズ（断る）・リデュース（減量化）に努めるとともに、廃棄物とされたものについてはリユース（再使用）・リサイクル（再生利用）を通じて資源としてできる限り利用するシステムの構築を推進し、4つのRが定着した循環型社会の形成を目指します。

①ごみ減量・リサイクルの推進

- 産学官が連携して推進方策を検討（リサイクルに取り組む企業と市町村とのマッチング等）
- 市町村等のモデル的な取組の推進（生ごみの堆肥化、雑紙の資源化、小型家電の回収システムの構築等）
- 事業性のあるリサイクルビジネスモデルの創出（紙おむつの燃料化、レアメタルの回収等）

②県民との協働とネットワークづくり

- ごみ減量リサイクル実践者の拡大（生ごみの水切り・堆肥化、雑紙の分別回収の推進等）
- 経済的インセンティブを活用した仕組みづくり（資源ごみ持込量に応じたポイント付与等）
- マイバッグ運動の推進（ノーレジ袋推進協議会と連携しレジ袋の有料化を推進）
- グリーン購入の推進（グリーン購入とっとりネットと連携しグリーン購入を普及）

③環境教育・環境学習の推進

- 「ちびっこエコスタート」「こどもエコクラブ」等による幼児期等からの環境意識の醸成
- 学校における環境教育の推進（環境教育全体計画の作成、TEAS（Ⅱ・Ⅲ種）の取得推進等）
- とっとり環境ネットワーク等と連携した環境学習の推進（実践リーダーのネットワーク化等）

④排出事業者の自主的な取組の推進

- 事業場における4Rの推進（TEAS（I・II種）の取得推進等）
- 多量排出事業者に対する指導の徹底（産業廃棄物処理計画に対する指導等）
- 適正管理等に関する普及啓発（産業廃棄物適正管理セミナーの開催等）

⑤産業廃棄物のリサイクルの向上と最終処分量低減の促進

- 建設廃棄物のリサイクルの徹底（建設リサイクル法に基づく指導の徹底等）
- 産業廃棄物処分場税による最終処分量の削減（排出削減に対する経済的な動機付け等）

(2) リサイクル産業の振興

持続可能な循環型社会の形成を進めていくためには、4R社会の実現に向けた取組と併せて、リサイクル産業の振興を推進していくことも重要であることから、リサイクル技術の開発や事業化、リサイクル施設の整備に対する支援等を行うとともに、本県のリサイクル産業の強み等を踏まえた方策を構築し、リサイクル産業の振興への取組を強化します。

①リサイクル産業への参入促進と既存企業の成長支援

- リサイクル新技術・製品開発等への支援（大学等の研究成果の製品化、事業化支援等）
- 事業性のあるリサイクルビジネスモデルの創出（紙おむつの燃料化、レアメタルの回収等）
- 公設試験研究機関による先進的なリサイクル技術の確立（ガラスリサイクル等）

②リサイクル製品の利用促進

- 鳥取県グリーン商品認定制度と利用促進（商品の認定と販路開拓支援等）
- リサイクル製品の販売促進への支援（県外展示会等への出展支援等）
- 産学官の連携による環境ビジネスのマッチングと交流促進（ビジネス交流会の開催等）

③地域の強みを活かした更なるリサイクル産業の育成に向けて

- リサイクルポートに指定された境港の活用（推進協議会による利用促進、港湾施設整備等）
- リサイクルビジネス推進アクションプランの推進（ビジネス具現化への支援策と展開を検討）

（3）低炭素社会との調和

今日、地球温暖化対策の実施が喫緊の課題となっており、低炭素社会づくりや新エネルギーの視点からも、廃棄物系バイオマスの利活用が求められていることから、廃棄物の排出抑制による温室効果ガスの発生抑制や再生利用が困難で焼却せざるを得ない廃棄物をエネルギーとして活用することにより、「循環型社会」と「低炭素社会」との調和を目指します。

①廃棄物由来のエネルギー・熱回収の推進

- 市町村、民間焼却施設のエネルギー・熱回収の推進（廃棄物由来のエネルギー活用の推進）
- 中小企業者による廃棄物系バイオマスの利用促進（新エネルギー設備の導入支援等）
- 廃棄物系バイオマスの燃料化推進（紙おむつ、下水汚泥の燃料化等）
- 木質バイオマス、バイオディーゼル燃料の利用促進

（4）廃棄物の適正処理体制の確立

県内で廃棄物の適正な処理を確保し循環的利用等を促進していくためには、環境への負荷が低減される処理体制の整備と適正な処理の推進が必要であることから、優良な処理業者等の育成や廃棄物処理施設等に対する監視指導を徹底するとともに、周辺の生活環境の保全に配慮しながら適正処理に必要な廃棄物処理施設の確保に努めます。

①産業廃棄物の適正処理の推進

- 優良な処理業者の育成（国の優良産業廃棄物処理業者認定制度の普及等）
- マニフェスト制度による適正処理の推進（電子マニフェストの普及等）
- 監視指導の徹底（立入検査の徹底等）
- 公共関与による管理型産業廃棄物最終処分場の確保（財団法人鳥取県環境管理事業センターにおいて最終処分場の確保を推進）

②不法投棄の撲滅

- 関係機関と連携を強化した不法投棄防止対策（市町村、警察、隣接県等との連携強化）
- 多様な主体による監視体制の強化（民間団体と通報協定の締結、高感度監視カメラの設置等）

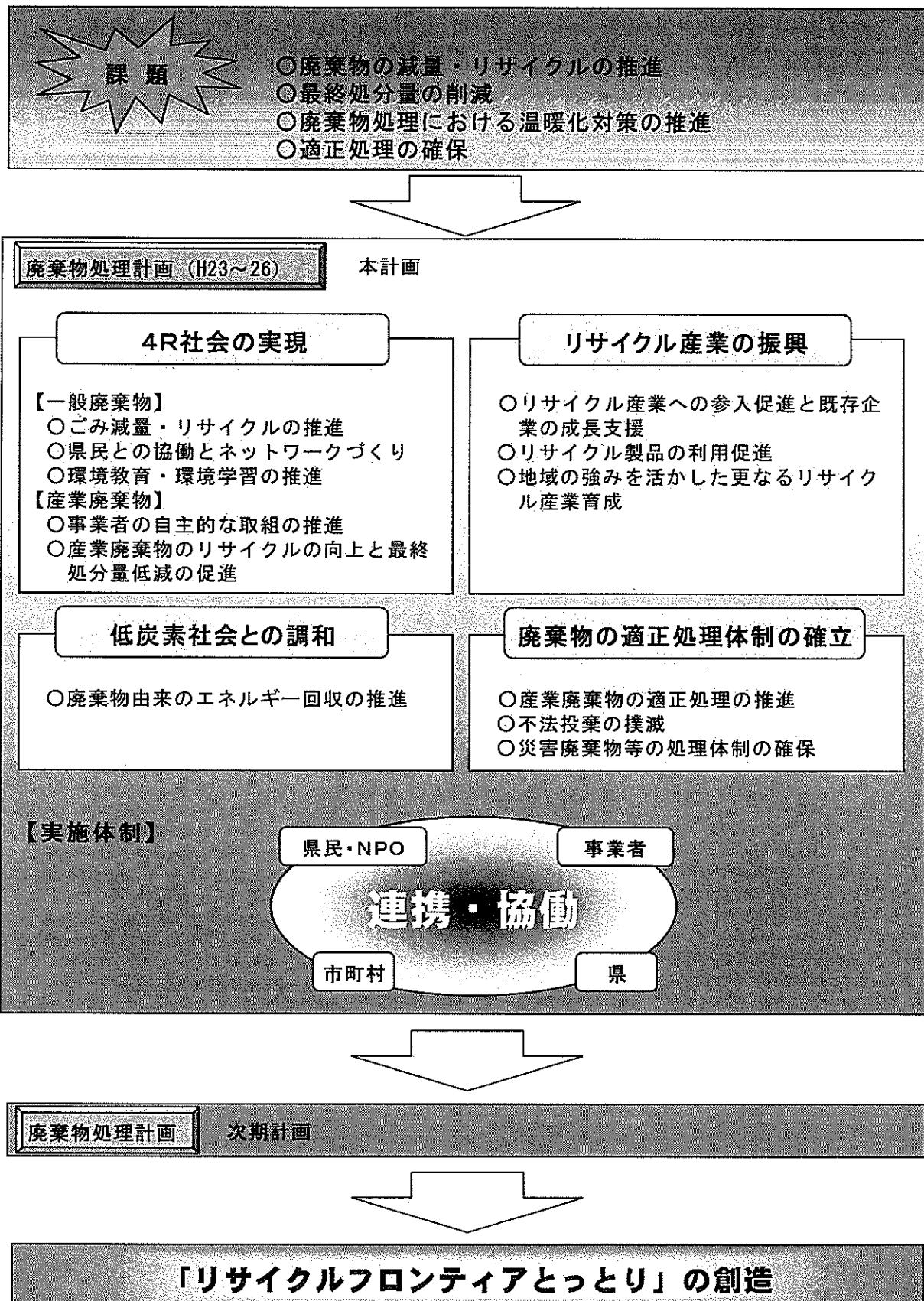
③災害廃棄物等の適正な処理体制の確保

- 災害廃棄物の処理体制の確保（他県との広域的な協力体制の推進等）
- 海岸漂着ごみの処理体制の確保（海岸管理者を中心とした未然防止や処理体制の構築等）

4 計画の推進

- 本計画の進行管理はP D C A サイクルにより行い、目標達成状況の定期的な検証と各種施策の継続的な改善を図ることとします。
- なお、今後の社会経済情勢の変化や廃棄物処理に関する法制度の改正等の内容によっては、計画期間内であっても必要な見直しを行うものとします。

鳥取県廃棄物処理計画（答申）イメージ



ツキノワグマ保護管理計画の見直しについて

平成23年9月16日
公園自然課

1 ツキノワグマの現状（平成22年度ツキノワグマ生息状況等調査）

- (1) 鳥取県内の生息数は、250頭を超えているものとみられ、絶滅危惧地域個体群（100～400）の上限値を越えている可能性もある。
- (2) 生息状況は、安定的な増加傾向にある。
- (3) 東中国地域個体群の生息頭数は、安定存続地域個体群の基準となる800頭を越えた可能性もある。

2 保護管理計画見直しの背景

- (1) 現行の保護管理計画で対応した場合、鳥取県においては平成28年末（次期保護管理計画末）には、生息頭数が530～850頭に増加することも予想される。
- (2) クマ個体数の増加傾向に鑑み、大量出没が発生するような生息頭数を許容することは難しい。

3 見直しの方針

- ☆増加したツキノワグマについて、人との軋轢を軽減するため、個体数を減らし、絶滅しないレベルで個体群を維持する。
- ☆東中国地域個体群は、関係県と調整し環境省が示す「安定存続地域個体群」のレベルである800頭以上を維持する。
- ☆本県の生息頭数を平成21年度以前の頭数（250～400頭以下）に調整して個体群を維持する。

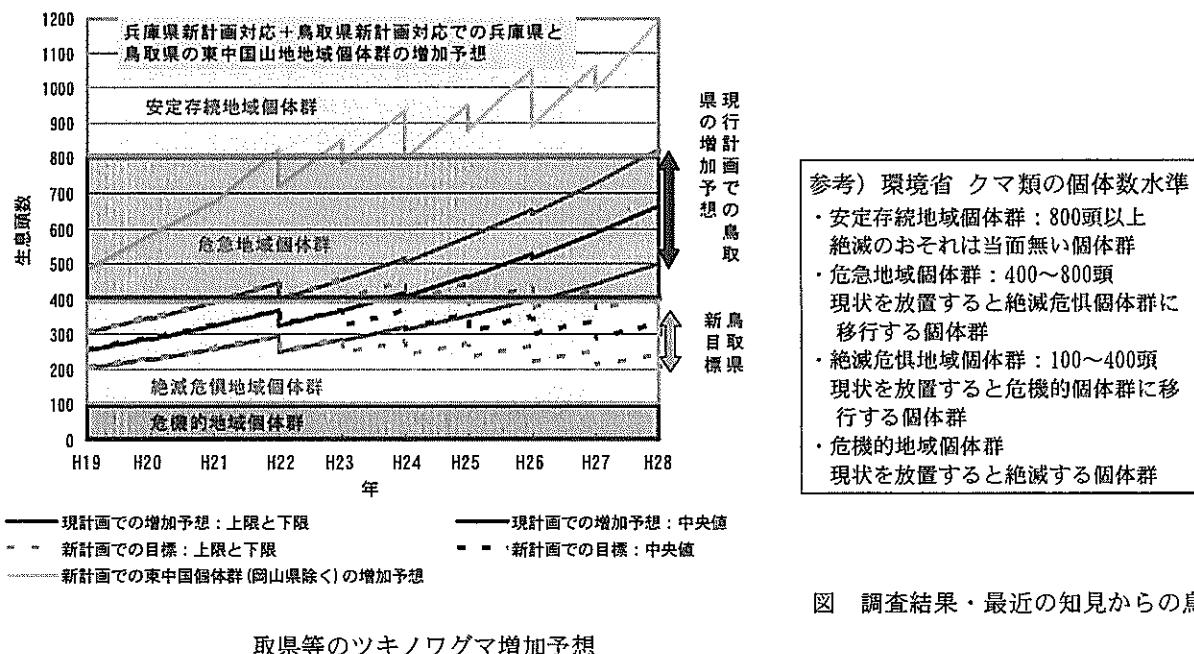


図 調査結果・最近の知見からの鳥取県等のツキノワグマ増加予想

<具体的な取り組み>

- 有害捕獲では学習放獣を中止し、原則殺処分とする。
- 但し、イノシシ罠、ニホンジカ罠への誤認捕獲個体は放獣する。
- 狩猟禁止は継続する。
- 個体数調整の実施を検討する。
- 生息頭数推定に係るモニタリング調査を継続的に実施し、個体群の動向を把握する。

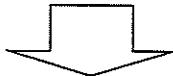
4 保護管理計画の主な変更点

有害捕獲に係る段階的対応の変更

<現行の対応>

出没段階に応じて対応し、加害個体については有害捕獲を実施、学習放獣により行動の矯正効果のある個体は保護しつつ、学習効果のない個体を排除することで、クマと人の棲み分けによる共存を図る。

区分	状況	対応方法
第1段階	目撃・出没等の情報はあるが、日常生活活動で遭遇または被害の発生するおそれがない場合（山中で目撃、痕跡の発見等）	看板の設置などの注意喚起
第2段階	日常生活活動で遭遇または被害の発生するおそれが高い場合（農作物への被害発生、集落周辺で目撃等）	防護、誘引物の除去、追い払い
第3段階	日常生活活動で遭遇または被害の発生するおそれが非常に高い場合（防護対策等をしても再出没）	捕獲し、学習放獣を実施
第4段階	学習放獣等によっても効果がみられず、集落周辺に執着し再出没する場合	捕獲し、殺処分
緊急対応	①市街地、集落などに出没 ②人家等へ侵入、人身被害が発生	現地に対策本部を設置し、捕獲



<変更対応案>

安定的増加傾向にあることから、平成22年秋のような大量出没が生じない生息数まで個体を削減することで、地域住民の不安、軋轢を軽減し、クマとの共存を図る。

区分	状況	対応方法
第1段階	目撃・出没等の情報はあるが、日常生活活動で遭遇または被害の発生するおそれがない場合（山中で目撃、痕跡の発見、集落周辺、果樹園等で単発的に出没、目撃）	看板の設置などの注意喚起
第2段階	日常生活活動で遭遇または被害の発生するおそれが高い場合（農作物への被害発生、集落周辺で目撃等）	防護、誘引物除去、追い払い、捕獲して原則殺処分。ただし、親子、子グマ等は放獣を検討
緊急対応	①市街地、集落などに出没・滞在 ②人家等へ侵入、人身被害が発生	現地に対策本部を設置。捕獲して殺処分

5 主な見直し経過

- 6月22日 市町村との意見交換
- 7月19日 関係県との情報交換
- 8月17日 市町村説明会
- 8月19日 ツキノワグマ保護管理検討会（専門家による検討）
- 9月 6日 計画変更に係る公聴会（鳥獣保護法第7条第4項）
- 9月 8日 環境審議会鳥獣部会（鳥獣保護法第7条第7項）
- 9月中旬 告示予定

「第30回全国都市緑化とつとりフェア基本計画」の策定について

平成23年9月16日
公園自然課

平成25年秋に開催予定の第30回全国都市緑化とつとりフェアの開催内容について、平成23年6月3日（金）から6月24日（金）の間パブリックコメントを実施し、基本計画（案）に対する意見を募集するとともに、平成22年度に策定した「全国都市緑化とつとりフェア基本構想」を基に、このたび基本計画を策定しました。

1 全国都市緑化とつとりフェアの概要

(1) 開催期間 平成25年9月21日(土)～11月10日(日) 51日間

(2) 開催主体 主 催 者：鳥取県、鳥取市、財団法人都市緑化機構
事 業 主 体：全国都市緑化とつとりフェア実行委員会

(3) 会場構成

名称	場所	基本的な考え方
会場	湖山池公園（お花畠ゾーン） 【お花畠会場】	会場の既存景観を活かし、様々な鳥取の魅力を引き出すテーマガーデン、展示、修景を展開するとともに、協働による緑のまちづくりを進める契機とする。
催事会場 フィールド	湖山池公園（こどもの遊びゾーン） 【青島会場】	青島の既存資源を活かした様々な参加体験催事を通して、郷土の自然や景観、環境の再発見・再認識を行う会場として位置づける。
会式典	コカ・コーラ ウエストスポーツパーク (布勢総合運動公園)	フェアの公式行事、シンポジウム等の会場として位置づける。
ト会場 サテライト	・東郷湖羽合臨海公園 ・とつとり花回廊	フェアを全県に展開するため、県中部、西部における情報発信の場として位置づける。
まちなかスポット	・鳥取駅、空港、道の駅等の交通拠点 ・庁舎等の公共施設 ・市内街区公園等の公園緑地 ・市内道路、河川等の公共空間 ・鳥取県内の主要観光地及び観光拠点 ・市内商店街、百貨店等	鳥取市街地を中心に魅力あふれるまちづくりに繋がる場所を「まちなかスポット」として位置づけ、市民力による緑化推進や協働の意識の高揚を目指す。

(4) 入場方式 周辺の公共施設の利用料金や他のイベントとの整合性を考慮し、課金を行う。

(5) 目標入場者数 30万人

(6) 事業費 概ね12億円

2 パブリックコメントで寄せられた意見の概要

(1) 意見募集期間

平成23年6月3日（金）から6月24日（金）

(2) 応募のあった意見の概要

意見のあった件数：9件

主な意見	件数	対応状況	対応方針
<ul style="list-style-type: none"> ・県外からの来場者誘致について、サテライト会場を含めた県全体のゾーニングの検討をしてほしい。 ・高齢者や子供などの池への落水に対する安全対策はどうなっているか。 ・基本計画案が抽象的な表現が多くわかりにくい。フェアについて詳しく教えてほしい。 	3	反映した	<ul style="list-style-type: none"> ・サテライト会場を県中部や西部におけるフェアの情報発信拠点と位置づけ、修景や催事等を実施する。花や緑を楽しめる主要施設も回遊できるようなしきみをつくる。 ・運営に際しフェア会場の安全対策マニュアルを策定するほか、危険箇所に警備員を配置する等必要な安全対策を行う。 ・基本計画についてわかりやすい表現に改める。フェア情報を随時ホームページ等で発信する。
<ul style="list-style-type: none"> ・花について立体的な見せ方や鳥取らしい展示をしてほしい。 ・県内でなかなか食べられない物や買えない物を販売することで来場者増加につながるのではないか。 ・高齢者や体が不自由な方でも会場をゆっくり見て回れるように充分な休憩所を設置してほしい。 	3	既に計画に盛り込み済み	
<ul style="list-style-type: none"> ・湖山池の水上輸送を検討してはどうか。 ・車の渋滞対策、公共交通機関の利用促進、高齢者等の交通弱者の来場など来場者アクセスについての考え方を教えてほしい。 	2	今後の検討課題	<ul style="list-style-type: none"> ・来場者の輸送手段として船を活用することは安全面、コスト面で難しいと思われることから、催事での船の利用を検討する。 ・環境負荷に配慮したフェアとして、公共交通機関の利用促進をPRし、交通弱者の方もスムーズに来場できるよう、JR鳥取駅～お花畠会場間のシャトルバスを運行する。また駐車場を分散させ渋滞対策を行う。
<ul style="list-style-type: none"> ・入場者数30万人の根拠を教えてほしい。 	1	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・目標来場者数は過去のフェアの実績（人口規模、期間、来場者数）と、鳥取県の人口規模、期間等を比較して設定した。
計	9		

3 今後のスケジュール

9月 実施計画策定業務着手

10月 実行委員会設立